

平成 28 年 5 月 12 日

株 主 各 位

東京都千代田区一ツ橋二丁目 4 番 3 号
株 式 会 社 エ デ ィ ア
代表取締役社長 原 尾 正 紀

第 16 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第 16 回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記参考書類をご検討くださいますて、同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 平成 28 年 5 月 27 日（金曜日）午前 11 時

2. 場所 東京都千代田区一ツ橋二丁目 6 番 2 号 日本教育会館 701 号室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項 第 17 期（平成 27 年 3 月 1 日から平成 28 年 2 月 29 日まで）事業報告の
内容及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第 1 号議案 定款の一部変更の件
第 2 号議案 取締役 1 名選任の件

議案の内容は後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（24 頁から 25 頁まで）に記載のとおりであります。

4. その他株主総会招集に関する事項

代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様 1 名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

以 上

~~~~~  
（お願い）当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告

（ 自 平成 27 年 3 月 1 日  
至 平成 28 年 2 月 29 日 ）

### I. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当社を取り巻く環境におきましては、平成 27 年度のスマートフォンの出荷台数が前年と同様の 2,760 万台と予測されており、スマートフォンの出荷台数は落ち着いたものの、平成 27 年 3 月末の携帯電話契約数におけるスマートフォンの契約数は、6,850 万件となり、平成 30 年度には 1 億件を超えることが予想されております。(株式会社MM総研調べ、平成 27 年 10 月現在)

また、モバイルコンテンツ市場としては、平成 26 年度は 1 兆 4,566 億円（対前年比 135%）と成長をしており、中でも特にスマートフォン市場は 1 兆 3,026 億円（対前年比 156%）と大きく成長をしております。また、スマートフォン市場の内、ゲームが 8,938 億円（対前年比 160%）と非常に大きな割合を占めており、今後もスマートフォンゲームを中心に市場の拡大が見込まれます。(一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム調べ、平成 27 年 8 月現在)

このような事業環境の中、当社ではスマートフォンコンテンツを今後の成長事業と捉えて注力しております。当事業年度においては、アライアンス案件の増加により、全体の売上高を大きく牽引しております。

ライフサポートサービスにおきましては、App Store、Google Play 向け本格ナビゲーションアプリ『MAPLUS+』に注力し、声優コンテンツを拡充しました。また、KDDI 株式会社の au スマートパスや、株式会社 NTT ドコモのスゴ得コンテンツなどのスマートフォン向け定額サービスにも注力しております。

以上の結果、当事業年度の売上高は 1,261,623 千円（前年同期 991,035 千円、前年同期比 27.3%増）、営業利益は 162,616 千円（前年同期 12,067 千円、前年同期比 1,247.5%増）、経常利益は 157,482 千円（前年同期 9,941 千円、前年同期比 1,484.0%増）、当期純利益は 158,216 千円（前年同期 9,749 千円、前年同期比 1,522.8%増）となりました。

#### (2) 設備投資の状況

設備投資については P C 等器具・備品の他に特に大きな投資はありません。

#### (3) 資金調達の状況

運転資金に対応するため、期末日時点で 90 百万円の借入があります。

#### (4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

##### ① 知名度の向上とユーザー数の拡大

当社が持続的に成長するためには、当社及び当社サービスの知名度を向

上させ、新規ユーザーを継続的に獲得し、ユーザー数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのためには、効果的な広告宣伝活動等により当社知名度を向上させること、また多種多様なコンテンツを展開し、当社のサービスをより多くのユーザーに利用してもらえるように、新規ユーザーを獲得するための施策を積極的に実施することでユーザー数の拡大に努めて参ります。

#### ② 人材の確保と育成

品質の高いサービスを提供し続けるために、当社では優秀な人材を確保するよう努めておりますが、一方で従業員数の増加は人件費を押し上げ、経営を圧迫する要因になります。したがって、事業規模の拡大、成長スピードに合わせた適正な人数で最大の効果を上げるべく、綿密な人員計画の策定、柔軟な雇用形態の実現及び人事制度の刷新等に取り組んでおります。さらに、従業員の能力向上のため教育カリキュラムの充実を推進し、人材を育成する事により、組織体制の強化とサービスのクオリティ向上を目指して参ります。

#### ③ 技術革新への対応

当社が展開する事業は、技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それに基づくサービスの導入が相次いでいる非常に変化の激しい業界に属しております。当社は、これらの変化に対応するため、優秀な技術者の確保、新しい技術の探求や採用等を行い、新技術の普及状況を捉えた事業展開を推進して参ります。

#### ④ コンテンツの安全性及び健全性強化への対応

インターネット市場の普及に連れて、コンテンツの安全性及び健全性に対する社会的な要請は一層高まりを見せております。当社は、コンテンツサービスを提供する立場から、ユーザーが安心して利用できるように、ウェブサイトの安全性及び健全性を強化していくことが必要であると考えております。

#### ⑤ 継続的な事業収益への対応

当社では、多くの同業他社が自社タイトルを中心に収益を構成しているのに対し、経営の安定性と成長性のバランスが重要だと認識をしており、複数のアライアンスタイトルを積み重ねる事で、安定した収益を確保し、タイトルを増やす事で事業の成長も行えると考えており、安定収益を確保した上で、自社タイトルをヒットさせることで、更なる成長を狙って参ります。

(5) 財産及び損益の状況

| 区 分                      | 第 14 期<br>(平成 25 年 2 月期) | 第 15 期<br>(平成 26 年 2 月期) | 第 16 期<br>(平成 27 年 2 月期) | 第 17 期<br>(当事業年度)<br>(平成 28 年 2 月期) |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高<br>(千円)            | 808,496                  | 771,111                  | 991,035                  | 1,261,623                           |
| 経 常 利 益<br>(千円)          | 34,913                   | △75,268                  | 9,941                    | 157,482                             |
| 当 期 純 利 益<br>(千円)        | 6,507                    | △110,098                 | 9,749                    | 158,216                             |
| 1 株 当 た り<br>当期純利益 (円)   | 4.45                     | △75.40                   | 6.67                     | 108.36                              |
| 総 資 産<br>(千円)            | 564,254                  | 445,767                  | 515,335                  | 750,013                             |
| 純 資 産<br>(千円)            | 394,584                  | 284,486                  | 294,235                  | 452,452                             |
| 1 株 当 た り<br>純 資 産 額 (円) | 270.26                   | 194.85                   | 201.53                   | 309.89                              |

(注) 1. △印は、損失を示しております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。

3. 平成 27 年 10 月 15 日開催の取締役会決議により、平成 27 年 11 月 12 日付で普通株式 1 株につき 200 株の株式分割を行っております。記載内容は調整後の内容を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（平成 28 年 2 月 29 日現在）

当社の主な事業内容は以下のとおりであります。

- ・ ゲームサービス  
ゲームアプリケーションの企画、開発、提供
- ・ ライフサポートサービス  
モバイル向け実用サービスコンテンツやアプリケーションの企画、開発、提供

(8) 主要な事業所（平成 28 年 2 月 29 日現在）

本社 東京都千代田区

(9) 使用人の状況（平成 28 年 2 月 29 日現在）

| 使用人    | 前事業年度末比増減   | 平均年齢   | 平均勤続年数   |
|--------|-------------|--------|----------|
| 54（6）名 | 11 名増（5 名減） | 31.8 歳 | 4 年 1 ヶ月 |

(注) 1. 使用人は契約社員を含めた就業人員であります。

2. 使用人欄の（外書）は、臨時従業員（アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員を含む）の年間平均雇用人員であります。

(10) 主要な借入先及び借入額（平成 28 年 2 月 29 日現在）

| 借入先          | 借入額       |
|--------------|-----------|
| 株式会社りそな銀行    | 36,082 千円 |
| 株式会社三井住友銀行   | 34,710 千円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 17,800 千円 |
| 西武信用金庫       | 1,420 千円  |

(11) その他会社の現況に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## II. 会社の株式に関する事項（平成 28 年 2 月 29 日現在）

- (1) 発行可能株式総数 5,840,000 株
- (2) 発行済株式の総数 1,460,000 株
- (3) 当事業年度末の株主数 93 名
- (4) 大株主（上位 10 名）

| 株主名                                           | 持株数       | 持株比率  |
|-----------------------------------------------|-----------|-------|
| 原尾 正紀                                         | 562,800 株 | 38.5% |
| 夏目 三法                                         | 135,400 株 | 9.3%  |
| 投資事業組合オリックス 8 号<br>業務執行組合員オリックス・キャピタル株式会社     | 100,000 株 | 6.8%  |
| エスシージェイジャパン株式会社                               | 76,600 株  | 5.2%  |
| 夏目 理江                                         | 50,200 株  | 3.4%  |
| 株式会社 F E インベスト                                | 35,000 株  | 2.4%  |
| 東森 喜代                                         | 34,000 株  | 2.3%  |
| オリックス 7 号投資事業有限責任組合<br>無限責任組合員オリックス・キャピタル株式会社 | 30,000 株  | 2.1%  |
| 田口 政実                                         | 26,000 株  | 1.8%  |
| みずほキャピタル株式会社                                  | 25,000 株  | 1.7%  |

- (注) 1. 平成 27 年 11 月 11 開催の臨時株主総会決議により、平成 27 年 11 月 12 日付で発行可能株式総数の変更に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は 5,740,000 株増加し、5,840,000 株となっております。
2. 平成 27 年 10 月 15 日開催の取締役会決議により、平成 27 年 11 月 12 日付で普通株式 1 株につき 200 株の株式分割を行っております。これにより、「持株数」が調整されており、記載内容は調整後の内容を記載しております。
3. 持株比率の割合は、小数点以下第 2 位を四捨五入しております。

### III. 会社の新株予約権等に関する事項（平成 28 年 2 月 29 日現在）

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

|                     | 平成 24 年 6 月 15 日<br>取締役会発行決議             | 平成 27 年 7 月 15 日<br>取締役会発行決議             |
|---------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|
| 発行日                 | 平成 24 年 6 月 15 日                         | 平成 27 年 7 月 15 日                         |
| 新株予約権の発行価額          | 無償                                       | 無償                                       |
| 役員の保有状況             | 621 個（4 名）                               | 168 個（4 名）                               |
| うち取締役               | 611 個（3 名）                               | 156 個（3 名）                               |
| うち監査役               | 10 個（1 名）                                | 12 個（1 名）                                |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 124,200 株<br>（新株予約権 1 個当たり 200 株）   | 普通株式 33,600 株<br>（新株予約権 1 個当たり 200 株）    |
| 新株予約権の行使時に払込をすべき金額  | 1 株当たり 315 円                             | 1 株当たり 500 円                             |
| 新株予約権の行使期間          | 平成 26 年 5 月 29 日から<br>平成 34 年 5 月 28 日まで | 平成 29 年 7 月 16 日から<br>平成 37 年 7 月 15 日まで |

(注) 1. 平成 27 年 10 月 15 日開催の取締役会決議により、平成 27 年 11 月 12 日付で普通株式 1 株につき 200 株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込をすべき金額」が調整されており、記載内容は調整後の内容を記載しております。

#### 新株予約権の行使条件

- 新株予約権を行使するには、新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、従業員、その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合もしくは当社の取締役会において承認を得た場合にはこの限りではない。なお、以下のいずれかに定める事由が発生していないことを条件とする。
  - 禁錮以上の刑に処せられた場合
  - 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競合した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
  - 法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合
  - 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - 支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
  - 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
  - 本契約に違反した場合
- 新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できないものとする。
- 新株予約権の譲渡または質入等の担保設定はこれを禁止する。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に交付した新株予約権等の内容の概要

平成 27 年 7 月 15 日開催の取締役会決議による新株予約権

①新株予約権の払込金額 無償

②新株予約権の行使価格 1個につき 500 円

③新株予約権の行使条件

1. 新株予約権を行使するには、新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、従業員、その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合もしくは当社の取締役会において承認を得た場合にはこの限りではない。なお、以下のいずれかに定める事由が発生していないことを条件とする。
  - i) 禁錮以上の刑に処せられた場合
  - ii) 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競合した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
  - iii) 法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合
  - iv) 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - v) 支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
  - vi) 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
  - vii) 本契約に違反した場合
2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できないものとする。
3. 新株予約権の譲渡または質入等の担保設定はこれを禁止する。

④新株予約権の行使期間 平成 29 年 7 月 16 日から平成 37 年 7 月 15 日まで

⑤当社使用人等への交付状況

|                    | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 保有数  |
|--------------------|---------|---------------|------|
| 当社使用人<br>(当社役員を除く) | 197 個   | 普通株式 39,400 株 | 31 人 |

- (注) 1. 平成 27 年 10 月 15 日開催の取締役会決議により、平成 27 年 11 月 12 日付で普通株式 1 株につき 200 株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使価格」が調整されており、記載内容は調整後の内容を記載しております。
2. 当該新株予約権が付与された使用人のうち、当事業年度末までに 1 名退職による失効に供い、新株予約権 7 個（目的となる株式の種類及び数 普通株式 1,400 株）が減少しております。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### IV. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（平成 28 年 2 月 29 日現在）

| 会社における地位 | 氏 名   | 担当及び重要な兼職の状況                                                           |
|----------|-------|------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 原尾 正紀 |                                                                        |
| 取締役副社長   | 田口 政実 | 事業本部長                                                                  |
| 取締役      | 賀島 義成 | 管理部長                                                                   |
| 常勤監査役    | 松下 秀司 |                                                                        |
| 監査役      | 藤池 智則 | 弁護士<br>ペットゴー株式会社社外監査役<br>株式会社ベネフィット・ワン社外監査役<br>J P ツーウェイコンタクト株式会社社外監査役 |
| 監査役      | 河野 幸久 | 公認会計士・税理士<br>監査法人フィールズ代表社員<br>税理士法人フィールズ代表社員<br>GeneTech株式会社社外監査役      |

- (注) 1. 常勤監査役松下秀司、監査役藤池智則及び河野幸久の各氏は社外監査役であります。
2. 常勤監査役松下秀司氏は、長年に渡る財務関連部門での経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役藤池智則氏は、弁護士として企業法務に精通しており、企業経営を統治する十分な知見を有するものであります。
4. 監査役河野幸久氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

##### (2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

| 区分               | 支給人員         | 報酬等の額                  |
|------------------|--------------|------------------------|
| 取締役              | 3 名          | 52,800 千円              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3 名<br>(3 名) | 9,600 千円<br>(9,600 千円) |
| 合計               | 6 名          | 62,400 千円              |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成 24 年 5 月 29 日開催の第 12 回定時株主総会において年額 300 百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成 24 年 5 月 29 日開催の第 12 回定時株主総会において年額 30 百万円以内と決議いただいております。

##### (3) 社外役員に関する事項

###### ①重要な兼務先である法人等と当社との関係

1. 監査役藤池智則はペットゴー株式会社、株式会社ベネフィット・ワンの社外監査役及び J P ツーウェイコンタクト株式会社の社外監査役を兼務しております。

当社はペットゴー株式会社、株式会社ベネフィット・ワン及び J P ツーウェイコンタクト株式会社との間には、特別な関係はありません。

2. 監査役河野幸久は監査法人フィールズ、税理士法人フィールズの代表社員を兼務しております。またGeneTech株式会社の社外監査役を兼務しております。

当社は監査法人フィールズ、税理士法人フィールズ及びGeneTech株式会社との間には、特別な関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

| 氏 名   | 地 位   | 主な活動状況                                                                                |
|-------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 松下 秀司 | 社外監査役 | 当事業年度に開催された取締役会には16回全て、監査役会には14回全て出席し、財務関連部門での経験を通じて培った知識・見地から、適宜発言を行っております。          |
| 藤池 智則 | 社外監査役 | 当事業年度に開催された取締役会には16回全て、監査役会には14回全て出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。  |
| 河野 幸久 | 社外監査役 | 当事業年度に開催された取締役会には16回中15回出席、監査役会には14回全て出席し、主に公認会計士・税理士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。 |

④責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役全員との間で、会社法第427条1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償限度額は、社外監査役の松下秀司、藤池智則及び河野幸久各氏についてはあらかじめ定められた金額または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。

## V. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

|                     | 報酬等の額    |
|---------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 9,100 千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬額等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を検討して、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレター作成業務等について対価を支払っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会はこれを株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## VI. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成27年9月15日開催の取締役会において、業務の適正性を確保するための体制等の整備について以下のとおり決議し、平成27年9月15日から施行いたしました。

①取締役及び他の従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制にかかる規程を取締役及び他の従業員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。その徹底を図るため、管理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に総括することとし、同部を中心に社内教育研修等を実施する。

内部監査部門は管理部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動はリスク管理委員会、取締役会及び監査役会に報告するものとする。

法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として、取締役管理部長並びに監査役に対するホットラインを設置・運営する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し保存する。

取締役及び監査役は、文書管理規程により常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③リスク管理規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ、個人情報保護及び知的財産権等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的なリスク状況の監視及び全社的対応は管理部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

⑤当会社における業務の適正を確保するための体制

当社の事業担当取締役に、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えることとし、管理部はこれらを横断的に推進し、管理する。

⑥監査役がその補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制ならびにその従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、当会社の従業員に対して監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

⑦取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役会または従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法については、取締役会と監査役との協議により決定する方法による。

⑧監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

通報者に不利益が及ばないように公益通報者保護規程を策定するとともに、監査役に対するいかなる報告も、それが不正の意図を有するものでない限り、それにより不利益を受けないように従業員に対して周知徹底する。

⑨監査役の職務の執行について生ずる費用債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

⑩監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

⑪財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行い、また、内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令との整合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

⑫反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（平成 27 年 3 月 1 日から平成 28 年 2 月 29 日まで）のうち「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年度法律第 90 号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 27 年法務省令第 6 号）に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

①職務執行の適正性および効率性の向上

当事業年度は定例を含め 16 回の取締役会を開催し、経営方針および経営戦略に係る重要事項の決定ならびに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。

②監査役の監査が実効的に行われることの確保

当事業年度は定例を含め 14 回の監査役会を開催し、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会などの重要な会議へ出席し、代表取締役、会計監査人ならびに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

③当社における業務の適正性の確保

内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の内部監査を実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対して効果的に経済的価値を還元すること、その経済的価値を生み出す源泉となる企画の競争力を備えることが経営における重要事項と認識しております。健全な財務体質の維持と、積極的な事業展開に必要な内部留保の充実と、各期の経営成績及び財政状態を勘案して、利益配当による株主に対する利益還元を検討していく方針です。

当面は、収益力の回復を図るとともに、安定した財務体質に裏付けられた経営基盤の強化を図るため、内部留保の充実に重点を置き、配当を実施しないこととさせていただきたく考えております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。  
また、年齢、年数及び比率等は、表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

# 貸 借 対 照 表

平成28年 2 月29日現在

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |         | 負 債 の 部         |          |
|-----------------|---------|-----------------|----------|
| 科 目             | 金 額     | 科 目             | 金 額      |
| 流 動 資 産         | 619,766 | 流 動 負 債         | 261,455  |
| 現 金 及 び 預 金     | 318,335 | 買 掛 金           | 72,497   |
| 売 掛 金           | 198,881 | 一年内返済予定の長期借入金   | 53,906   |
| 商 品 及 び 製 品     | 29      | 未 払 金           | 51,299   |
| 仕 掛 品           | 71,127  | 未 払 費 用         | 3,639    |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品 | 98      | 未 払 法 人 税 等     | 15,123   |
| 前 払 費 用         | 5,259   | 未 払 消 費 税 等     | 18,023   |
| 未 収 金           | 2,179   | 預 り 金           | 32,031   |
| 繰 延 税 金 資 産     | 24,056  | 賞 与 引 当 金       | 6,918    |
| 貸 倒 引 当 金       | △200    | 情 報 利 用 料 引 当 金 | 8,016    |
| 固 定 資 産         | 130,247 | 固 定 負 債         | 36,106   |
| 有形固定資産          | 6,279   | 長 期 借 入 金       | 36,106   |
| 建 物             | 2,323   |                 |          |
| 工 具 器 具 備 品     | 3,955   |                 |          |
| 無形固定資産          | 101,735 | 負 債 合 計         | 297,561  |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 29,266  | 純 資 産 の 部       |          |
| ソフトウェア仮勘定       | 72,468  |                 |          |
| 投資その他の資産        | 22,231  | 株 主 資 本         | 452,452  |
| 敷 金 保 証 金       | 8,932   | 資 本 金           | 325,000  |
| 繰 延 税 金 資 産     | 12,879  | 資 本 剰 余 金       | 315,000  |
| そ の 他           | 420     | 資 本 準 備 金       | 315,000  |
|                 |         | 利 益 剰 余 金       | △187,547 |
|                 |         | 利 益 準 備 金       | 1,500    |
|                 |         | そ の 他 利 益 剰 余 金 | △189,047 |
|                 |         | 繰 越 利 益 剰 余 金   | △189,047 |
|                 |         | 純 資 産 合 計       | 452,452  |
| 資 産 合 計         | 750,013 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 750,013  |

# 損 益 計 算 書

自 平成27年 3 月 1 日  
至 平成28年 2 月29日

(単位：千円)

| 科 目                      | 金 額      |             |
|--------------------------|----------|-------------|
| I. 売 上 高                 |          | 1, 261, 623 |
| II. 売 上 原 価              |          | 540, 611    |
| 売 上 総 利 益                |          | 721, 011    |
| III. 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 |          | 558, 395    |
| 営 業 利 益                  |          | 162, 616    |
| IV. 営 業 外 収 益            |          |             |
| 受 取 利 息                  | 60       |             |
| 受 取 配 当 金                | 0        |             |
| 雑 収 入                    | 671      | 732         |
| V. 営 業 外 費 用             |          |             |
| 支 払 利 息                  | 2, 133   |             |
| 上 場 関 連 費 用              | 3, 732   |             |
| そ の 他                    | 0        | 5, 866      |
| 経 常 利 益                  |          | 157, 482    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益          |          | 157, 482    |
| 法人税、住民税及び事業税             | 13, 261  |             |
| 法 人 税 等 調 整 額            | △13, 995 | △733        |
| 当 期 純 利 益                |          | 158, 216    |

## 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 平成27年 3 月 1 日

至 平成28年 2 月29日

(単位：千円)

|                         | 株主資本    |         |         |
|-------------------------|---------|---------|---------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金   |         |
|                         |         | 資本準備金   | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高                   | 325,000 | 315,000 | 315,000 |
| 当期変動額                   |         |         |         |
| 当期純利益                   | —       | —       | —       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | —       | —       | —       |
| 当期変動額合計                 | —       | —       | —       |
| 当期末残高                   | 325,000 | 315,000 | 315,000 |

|                         | 株主資本   |              |            |          | 純資産合計    |
|-------------------------|--------|--------------|------------|----------|----------|
|                         | 利益剰余金  |              |            | 株主資本合計   |          |
|                         | 利益準備金  | その他<br>利益剰余金 | 利益剰余金合計    |          |          |
|                         |        | 繰越利益<br>剰余金  |            |          |          |
| 当期首残高                   | 1, 500 | △ 347, 264   | △ 345, 764 | 294, 235 | 294, 235 |
| 当期変動額                   |        |              |            |          |          |
| 当期純利益                   | —      | 158, 216     | 158, 216   | 158, 216 | 158, 216 |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | —      | —            | —          | —        | —        |
| 当期変動額合計                 | —      | 158, 216     | 158, 216   | 158, 216 | 158, 216 |
| 当期末残高                   | 1, 500 | △ 189, 047   | △ 187, 547 | 452, 452 | 452, 452 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- |            |                                                |
|------------|------------------------------------------------|
| ・商品、製品、原材料 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）    |
| ・仕掛品       | 個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）     |
| ・貯蔵品       | 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- |         |                                                                                                                                           |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①有形固定資産 | 定率法によっております。<br>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。<br>建物 3年～15年<br>工具器具及び備品 2年～10年                                                                    |
| ②無形固定資産 | 定額法によっております。<br>なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売数量に基づく償却額と見込収益獲得期間（2～3年）に基づく均等償却額のいずれか大きい額により償却しております。 |
| ③長期前払費用 | 定額法によっております。                                                                                                                              |

#### (3) 引当金の計上基準

- |           |                                                                                         |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| ①貸倒引当金    | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。     |
| ②賞与引当金    | 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。                         |
| ③情報利用料引当金 | コンテンツ課金売上に連動して発生する情報利用料の支払に備え、当事業年度に発生すべきものの見積額を計上しております。                               |
| ④事業損失引当金  | ハードウェアビジネスからの撤退に伴い、今後発生が予想される損失に備えるため、合理的に見込まれる金額を計上しております。                             |
| ⑤受注損失引当金  | 受注制作ソフトウェア開発に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることが出来る場合、損失見込額を計上しております。 |

#### (4) 収益及び費用の計上基準

##### 受注制作ソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

役務の提供が完了するまでの期間が3ヶ月を超える場合で、かつ、受注金額が10,000千円以上のものについては工事進行基準を適用し、進捗度が見積れない場合、または、受注金額が大きく変更する可能性がある場合には、工事完成基準を採用しております。

なお、工事進行基準を適用する際の進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 47,723 千円

(2) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達に備えるため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

|         |            |
|---------|------------|
| 当座貸越極度額 | 100,000 千円 |
| 借入実行残高  | －千円        |
| 差引額     | 100,000 千円 |

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加          | 減少 | 当事業年度末      |
|-------|---------|-------------|----|-------------|
| 普通株式  | 7,300 株 | 1,452,700 株 | －  | 1,460,000 株 |

(注) 発行株式の増加 1,452,700 株は、平成 27 年 11 月 12 日付にて普通株式 1 株を 200 株とする株式分割を実施したことによる増加分であります。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び総数

| 新株予約権の内訳                   | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数 (株) |    |         |           |
|----------------------------|------------|---------------|----|---------|-----------|
|                            |            | 当事業年度期首       | 増加 | 減少      | 当事業年度末    |
| 平成 24 年 5 月 29 日<br>株主総会決議 | 普通株式       | 141,600 株     | －  | 2,600 株 | 139,000 株 |

(注) 1. 当事業年度における減少は失効によるものであります。

2. 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

3. 平成 27 年 11 月 12 日付にて普通株式 1 株を 200 株とする株式分割を実施しており、上記株数は当事業年度の期首に株式分割をしたと仮定して記載しております。

#### 4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

|          |             |
|----------|-------------|
| 未払事業税    | 1,392 千円    |
| 賞与引当金    | 2,287 千円    |
| 未払金      | 3,031 千円    |
| たな卸資産評価損 | 726 千円      |
| 減価償却超過額  | 34,457 千円   |
| 資産除去債務   | 1,428 千円    |
| 繰越欠損金    | 142,235 千円  |
| その他      | 2,458 千円    |
| 小計       | 188,017 千円  |
| 評価性引当額   | △151,081 千円 |
| 繰延税金資産計  | 36,936 千円   |

#### 5. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、必要な運転資金を主に銀行借入とする方針です。デリバティブ取引は行っておりません。

###### ②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を期ごとに把握する体制としております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

長期借入金には主に運転資金に対応する資金調達です。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

(単位：千円)

| 区分                    | 貸借対照表計上額 | 時価      | 差額  |
|-----------------------|----------|---------|-----|
| (1) 現金及び預金            | 318,335  | 318,335 | —   |
| (2) 売掛金               | 198,881  |         |     |
| 貸倒引当金                 | △200     |         |     |
| 差引                    | 198,681  | 198,681 | —   |
| 資産計                   | 517,016  | 517,016 | —   |
| (3) 買掛金               | 72,497   | 72,497  | —   |
| (4) 未払金               | 51,299   | 51,299  | —   |
| (5) 1年内返済予定の<br>長期借入金 | 53,906   | 53,906  | —   |
| (6) 長期借入金             | 36,106   | 36,236  | 130 |
| 負債計                   | 213,809  | 213,939 | 130 |

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 買掛金、(4) 未払金、(5) 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額と同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 309円89銭

1株当たり当期純利益 108円36銭

(注) 平成27年11月12日付にて普通株式1株を200株とする株式分割を実施しており、1株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に株式分割をしたと仮定して算定しております。

## 7. 重要な後発事象

公募による新株の発行

当社は、平成28年4月15日付で株式会社東京証券取引所マザーズ市場に上場予定であります。当社は株式上場にあたり、平成28年3月11日及び平成28年3月28日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議しました。

(1) 募集方法 一般募集（ブックビルディング方式による募集）

(2) 発行する株式数 普通株式 160,000株

(3) 発行価格 1株につき 1,630円

(4) 引受価額 1株につき 1,499.60円

(5) 資本金組入額 1株につき 749.80円

(6) 引受価額の総額 239,936千円

(7) 資本金組入額の総額 119,968千円

(8) 払込期日 平成28年4月14日

(9) 資金の使途 主に、事業拡大における新規ゲーム開発に伴う投資費用、新規ユーザーの獲得を図るための広告宣伝費、採用費及び人件費、オフィス増床及びオフィス構築費用、社内基幹システムの刷新費用に充当する予定であります。

独立監査人の監査報告書

平成 28 年 4 月 6 日

株式会社エディア  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大村 茂 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石井 雅也 ㊞

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社エディアの平成 27 年 3 月 1 日から平成 28 年 2 月 29 日までの第 17 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成 28 年 3 月 11 日及び平成 28 年 3 月 28 日開催の取締役会において、公募による新株式の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 27 年 3 月 1 日から平成 28 年 2 月 29 日までの第 17 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役の全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査役会は、平成 27 年 5 月 27 日に監査の方針、監査計画、各監査役の業務の分担等を決議し、各監査役から当該決議に基づき実施された監査の状況及び結果について報告を受けたほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、取締役、内部監査室長その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、取締役会その他重要な経営にかかわる会議等に参加し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な稟議書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている業務の適正性を確保するための体制等の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視し検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会計監査の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）並びにその附属明細書について検討をいたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 28 年 4 月 12 日

株式会社エディア 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 松 下 秀 司 ㊞

監 査 役（社外監査役） 藤 池 智 則 ㊞

監 査 役（社外監査役） 河 野 幸 久 ㊞

以上

## 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

### 1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社 エディア

代表取締役社長 原尾 正紀

### 2. 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款の一部変更の件

##### 1. 提案の理由

法令で規定された最低責任限度額の基準に従う旨をより明確にするため、語句の修正を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条～第30条<br/>（条文省略）</p> <p>第31条（取締役の責任免除）<br/>（条文省略）</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>あらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第32条～第40条<br/>（条文省略）</p> <p>第41条（監査役の責任免除）<br/>（条文省略）</p> <p>2 会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>あらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第42条～第44条<br/>（条文省略）</p> | <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条～第30条<br/>（現行どおり）</p> <p>第31条（取締役の責任免除）<br/>（現行どおり）</p> <p>2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第32条～第40条<br/>（現行どおり）</p> <p>第41条（監査役の責任免除）<br/>（現行どおり）</p> <p>2 会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第42条～第44条<br/>（現行どおり）</p> |

|                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第45条（会計監査人の責任免除）</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>あらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> | <p>第45条（会計監査人の責任免除）</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 第2号議案 取締役1名選任の件

当社の経営に外部視点を取り入れ、コーポレートガバナンスを強化することを目的として、社外取締役1名の選任をお願いするものであります。

社外取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の株式数 |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 坂本 剛<br>(昭和41年11月14日生) | <p>平成元年4月 株式会社リコー入社</p> <p>平成16年1月 国立大学法人九州大学知的財産本部客員助教授就任</p> <p>平成16年4月 国立大学法人九州大学知的財産本部特任助教授就任（その後特任准教授に呼称変更）</p> <p>平成22年4月 株式会社産学連携機構九州代表取締役就任</p> <p>平成27年4月 QBキャピタル合同会社代表パートナー就任（現任）</p> | —              |

（注）1. 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役との責任限定契約について

（1）社外取締役候補者の選任理由について

坂本剛氏を社外取締役候補とした理由は、同氏は大学の産学連携組織や技術移転機関のマネジメントなど多彩な見識と、長年培われた企業経営の経験に基づき、社外取締役に就任された場合に幅広い見識を当社の経営に反映し、コーポレートガバナンスの強化に向けてご尽力いただけると判断し、社外取締役候補としてお願いするものであります。

（2）社外取締役との責任限定契約について

当社は坂本剛氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

## ■会場ご案内図

会場：日本教育会館 701号室（東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号 TEL 03-3230-2831）

